

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和5年度第10回 総会)

1. 開催日時： 令和6年1月31日（水） 午後1時55分 ～ 午後2時40分
その他を含めると午後2時55分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室②

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1 番	政岡 妙	○	
	2 番	岩本 隼夫	○	
	3 番	下元 和恵	○	
	4 番	政岡 富生	○	
	5 番	政岡 直文	○	
	6 番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1 番	有澤 明男	○	
	2 番	岩崎 憲二	○	
	3 番	黒原 美一	○	
	4 番	下元 勲	○	
	5 番	田上 敦之	○	
	6 番	野村 正幸	○	
	7 番	正岡 裕二	○	
	8 番	山本 孝志	○	
合計			15 人	0 人

4. 議事日程：

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（3件）
第2号議案	非農地証明願について（1件）
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について（1件）
その他1	地区委員からの報告及び提案等
その他2	事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 正明
事務局(書記)	佐竹 和代

6. 議事参与の制限：

該当無し

事務局長	それでは総会を始めたいと思います。本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。 議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、農業委員会事務局長の山崎と申します。 よろしくお願いいたします。 総会に先立ちまして、本来であれば町長の挨拶があるのですが、所用のため留守にしておりますので副町長より挨拶を申し上げます。 副町長、お願いします。 ～副町長あいさつ～
事務局長	副町長は公務のため、退席をさせていただきます。副町長、ありがとうございました。 ～副町長退席～
事務局長	それでは議事に入る前に先ほどの臨時総会で農業委員会の会長に西岡 英男委員が、職務代理には政岡 妙委員が選出されましたのでお伝えをしておきます。西岡 英男会長より挨拶をお願いいたします。 西岡 英男会長、前へお願いします。 ～西岡会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 次に、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。 委嘱状の交付につきましては、法律上は農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するということになっておりますので、農業委員会の会長から委嘱状の交付を行います。農業委員と農地利用最適化推進委員の立場や業務内容は同じで、総会での議決権がないだけの違いとして考えておりますので、ご理解いただければと思います。 お名前を読み上げながら席を回りますので、ご起立の上委嘱状をお受け取りください。会長、お願いします。 ～会長 委嘱状交付～
事務局長	以上で委嘱状交付を終了いたします。ありがとうございました。 それでは、これ以降の議事につきましては、西岡会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは議事に入ります。 出席委員は15名中15名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。1番の政岡 妙委員さん、2番の岩本 隼夫委員さん。よろしくお願いいたします。
議長	それでは第1－1号議案と第1－2号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、及び第3号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請」については関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】

	許可判断については、調査書と意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の政岡 直文委員さん、何かありましたらお願い致します。
政岡 直文委員	はい、農地の交換と、その一部の転用の申請ですが、互いに交換する面積の差は少ないので問題はないと思います。転用の件も、周囲に話があり同意も得ているので問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1－1号議案と第1－2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1－1号議案と第1－2号議案は許可されました。
議長	続きまして第1－3号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。
下元 和恵委員	はい、現地は現在少し荒れていますが、今後耕作をするそうです。特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1－3号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1－3号議案は許可されました。

- 議長 続きまして第２号議案「非農地証明願」についてです。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の政岡 直文委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 政岡 直文委員 はい、申請地は現況山林でして、県の事業で申請地の奥に砂防堰堤を作るため非農地証明願を申請する必要があるそうです。問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第２号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第２号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第３号議案ですが、説明と質疑は第１－１号議案、第１－２号議案とまとめてしておりますので採決を致します。第３号議案、「農地法第５条第１項の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第３号議案は許可されました。
- 議長 以上をもちまして、令和５年度第１０回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

農地転用の相談について

地区の農地の利用状況について

中土佐町内の鳥獣捕獲の状況について

その他 2

事務局からの諸連絡等

担当地区の設定

農業委員会についての資料の確認

来月の総会日程の確認

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第10回 総会		第 1-1 号	令和6年1月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は250日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	政岡 直文委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第10回 総会		第 1-2 号	令和6年1月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は250日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	政岡 直文委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第10回 総会		第 1-3 号	令和6年1月18日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は250日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 和恵委員
作成：	事務局 佐竹 和代

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第10回 総会	第 2 号	令和5年12月19日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より山林として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	政岡 直文委員
作成：	事務局 佐竹 和代

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 ()					(氏名)	外 名			
		譲受人 ()					(氏名)				
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町								
		地目別面積	田	612 m ²	畑	647 m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	
		10a当り平均収穫高	田	kg	畑	kg	採草放牧地	kg	その他		
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域									
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	鶏舎(2棟) 高知県レンタル畜産施設事業									
	工事計画	着 工 許可日 から 完了 許可日から永久年間									

農地転用に 関する許可 基準から みた意見	農地の区分		農用地区域内農地				申請 事項	条 項	農 地	採草 放牧地	その他	
	許可基準に定める農地の区分の該当事項		運用通知第2の1の(1)のア									
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)		中土佐(中土佐町)農業振興地域整備計画において農用地として指定する農地									
	転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合	面積	甲種農地	第1種農地	その他	計						
		割合			1,259.00 m ²	1,259.00 m ²						
	検 討 事 項		意 見		意見決定の理由		農地 法 第 1 8 条 関 連 す る 手 続	手 続 の 状 況				
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理		適 当	不 適 当	別紙のとおり			法 第 4 条	所有権に基づく転用	m ²		
	2 資力及び信用		適 当	不 適 当					その他()	m ²		
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		あ り	な し				法 第 5 条	所有権移転	1,259.00 m ²	m ²	
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実					賃借権設定・移転	m ²	m ²	
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		確 実	不 確 実			地上権設定・移転	m ²	m ²			
	6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実	その他()	m ²	m ²					
	7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当			処 理 経 過	申請	令和 6 年 1 月 15 日			
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適 当	不 適 当				農業委員会受付	令和 6 年 1 月 15 日			
	9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り				意見決定	令和 6 年 1 月 31 日			
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当			知事へ送付		令和 年 月 日				
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了			指令書接受		平成 年 月 日				

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産
	該当なし					

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 昭和 50 年 2 月 28 日)	
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし

申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内 ・ 振興地域外 (告示 昭和 49 年 3 月 30 日)	
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ 農用地区域外 (決定 昭和 49 年 3 月 30 日)	

総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 排水は、公共排水路に接続排水する。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	用途区分が変更されること。

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
意見の概要	